

平成22年第2回幸田町議会定例会会議録（第3号）

議事日程

平成22年6月16日（水曜日）午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 第30号議案 幸田町火災予防条例の一部改正について

第31号議案 財産の取得について（災害対応特殊救急自動車）

第32号議案 財産の取得について（高度救命処置用資機材）

第33号議案 平成22年度幸田町一般会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（14名）

1番 酒向弘康君	2番 大嶽弘君	3番 池田久男君
4番 水野千代子君	6番 足立嘉之君	7番 鈴木博司君
8番 杉浦務君	9番 鈴木修一君	11番 大須賀好夫君
12番 内田等君	13番 丸山千代子君	14番 伊藤宗次君
15番 夏目一成君	16番 鈴木三津男君	

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	近藤徳光君	総務部長	新家道雄君
健康福祉部長	伊澤伸一君	参事	杉浦護君
環境経済部長	松本和雄君	建設部長	鍋田堅次郎君
会計管理者	鈴木政巳君	教育長	内田浩君
教育部長	牧野良司君	消防長	酒井利津夫君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局長	鈴木久夫君	主幹	鈴木政彦君
------	-------	----	-------

○議長（鈴木三津男君） 皆さん、おはようございます。

早朝より、御審議、御苦労さまです。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長（鈴木三津男君） 本日、説明のため出席を求めた理事者は、前回同様10名であります。

議事日程は、お手元に印刷配付のとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

○議長（鈴木三津男君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第120条の規定により、本日の会議録署名議員を、4番 水野千代子君、6番 足立嘉之君の御兩名を指名いたします。

日程第2

○議長（鈴木三津男君） 日程第2、第30号議案から第33号議案までの4件を一括議題といたします。

説明は終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑の方法は、議案番号順に従い、通告順といたします。

発言は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき1人15分以内とし、質疑の回数制限は行いません。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間制限にかんがみ、簡明なる答弁をお願いいたします。

まず、第30号議案の質疑を行います。

14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤宗次君。

○14番（伊藤宗次君） この議案関係資料の8ページを見まして、一体何を言いたいのかなというのが非常に一つは疑問に思うわけですね。

これは、いわゆる取り扱いに関する条例の制定、それから設置及び維持に関する条例の制定、これがずっといって、この議案そのものは一部改正ということですね。大もとなる関係は、条例の制定、条例の制定に関する政令の改正と、こういうふうに全体的には流れている。

であるならば、私はあえて「条例の制定」「条例の制定」という、2回にわたる、内容が違うにしても、そうじゃなくて政令の一部改正に伴う改正ですよというふうにしたほうが、私は理解の仕方ができると思うし、前段でいけば、「制定」というのが出てくるんですね。ですけれども、制定であるけれども、議案には一部改正という対応の仕方という点では、私はちょっと理解できんわけですが、その点について説明がいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 消防長。

○消防長（酒井利津夫君） 伊藤議員の御質問です。

本来のこの第30号議案につきましては、あくまでも総務省令の改正ということで1本になっています。

ただ、今、伊藤議員の言われた制定に関する基準ということで、もともとこの省令の中には、消防法第9条及び第9条の2の「火災予防のために必要な事項は、政令で定める基準に従い市町村条例でこれを定める」ということで、これは一つの名前というか、省令の中の名前になっておまして、決して制定を新しくするとか、制定を改正すると

いうことではございません。省令の一部改正に伴い、その改正の省令の中に制定に関する基準という名目が一つ含まれていますので、あくまでもこの省令の一部改正に伴う火災予防条例の改正でございますので、御理解をお願いします。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤宗次君。

○14番（伊藤宗次君） ですから、通告にもありますように、政令だ、あるいは省令とか、いろいろあるわけですが、その大もととなる条例の制定という字句が出てくることによって、私は若干理解が混乱をする、私自身が混乱しておるのかどうかわかりませんが、結局、片一方で「条例の制定だよ」と言いながら、最後の関係は「省令の一部改正による」ということであれば、あえてその前段の制定に関する問題は入れなくてもいいのじゃないかなというふうに思うわけだ。

それは、あくまでも国のほうからこういう形でやれよと、議会に提案せよと、こういう指示なりがあったかどうか、そこら辺の確認を含めて答弁がいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 消防長。

○消防長（酒井利津夫君） 私も伊藤議員と同じように、この中で、やっぱりちょっと読んでいますと、こういう取り方によっては、ちょっと安易な取り方になりますので、その辺を上部団体のほうに聞いたところ、もともと火気のほうの整備等の位置等の制定に、1本目は、平成14年3月に総務省令24号で作成されたもの、そのときにも名前として制定に関する基準が入っておりました。

それから、住宅用防災機器のほうの政令のほうの制定に関する基準につきましても、16年11月26日に総務省令の第138号で改正されたときにも、この省令の名前として制定に関する基準ということが含まれておりました。

この点も、ちょっと「うん」と思ったことはありますけれども、こういう一つの名前でございますので、そのまま受け入れたということでございます。

以上です。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第30号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第31号議案の質疑を行います。

1番、酒向弘康君の質疑を許します。

1番、酒向君。

○1番（酒向弘康君） 火災、あるいは災害、事故の多様化・大規模化というものを反映されて、救急業務の高度化によりまして、最新の装備を導入される、車両等も含めて導入をされるということは、住民が安心して生活していく上で大いに期待をするところだと思いますし、喜ばしいことだと思います。

今回、整備後13年を経過し、性能も低下したため、計画に基づいて更新ということではありますが、更新に当たってのめど、あるいは基準といったものがあれば、お聞かせをください。

○議長（鈴木三津男君） 消防長。

○消防長（酒井利津夫君） 今回の高規格救急車になりまして3台目を今運用して、今度は平成12年2月に導入しました高規格救急車が初めて13年を経過しまして、更新しま

す。

その目安としましては、私どもの計画では、10年10万キロを一つの目安として更新をさせていただきたいと。ただ、今回の更新車両の走行距離につきましては、11万9,000キロで、10年10万キロを超えていますので、更新をさせていただきたいと思っています。

以上です。

○議長（鈴木三津男君） 1番、酒向君。

○1番（酒向弘康君） 次に、現救急幸田1、現車両は3,370ccということでありませう。新しく計画されているものが2,693ccという排気量であります。数字だけ比較してみますと、20%ほど排気量が小さくなっておるといふふうに思いますが、走行性能に影響はないかという点と、この車両というのがほかの消防署等で実績があるのかないのかということと、また旧車両となる救急幸田1、現救急幸田1ですね、それは廃車になるのか、再利用計画等があるのか、この3点をお聞きいたします。

○議長（鈴木三津男君） 消防長。

○消防長（酒井利津夫君） それでは、3点ほどの質問でございます。

まず1点目、今回の車両につきましては、エンジンのほうの大きさが3,400ccから2,700ccに20%ほど下がりました。その下がった点で性能のほうは低下するんじゃないかということで、パワーは大丈夫かということの質問でございますが、低速トルクの改善等が図られまして、エンジンの回転数を上げることなく、今までのエンジン出力3,400の180馬力のものとならぬ影響がないということでございます。

それから、このトヨタの今後の新しい車の他の市町の導入ということでございますが、豊田市が昨年12台、岡崎市が7台、西尾市が1台、蒲郡市が1台、衣浦東部広域が6台、幡豆郡消防組合が2台で、現在、運用されています。各本部にお聞きしたところ、私どもと同じように、幡豆郡も山を持ったりとか、岡崎も山間部があります、豊田も山間部がありますが、何ら問題がないと、積載も今までと同じ物を積載しても、パワー的には何ら問題がないということをお聞きしています。

それから、3点目になります。救急幸田1の再利用の問題でございますが、私どもが過去にも消防車、救急車も、すべて廃棄と、全車両、一応経年劣化ということでありますので、廃棄ということで、消防本部で回転灯とかサイレン装備等を外しまして特定の業者に持っていきまして、スクラップを依頼すると。完全廃棄を確認して、書面をいただきながら確認していきたいと、今後もそのようなことを考えています。

以上です。

○議長（鈴木三津男君） 1番、酒向君。

○1番（酒向弘康君） 廃棄されるということでございます。

もう一つ、今一番古い、今後古い車両になっていくものが、救急予備車というふうな位置づけになるかと思いますが、他の救急車が点検、あるいは車検などに当然出されると思うんですが、そういうときに予備車両ということで出動するということになると思いますが、先日的一般質問のときに、本町の救急車の出動は1日3.3回、それから台

数当たり 1.7 回という数字を伺いましたが、現状の救急幸田 1、2、3 のそれぞれの出動回数のデータがあれば、お聞きをしたいと思います。

それと、基本的なことを伺いますが、車両の点検とか、あるいは車検のときに、完全に 2 台の体制になってしまうと思うんですが、そのないときのやりくり等、どのように対応されているのかをお聞きいたします。

○議長（鈴木三津男君） 消防長。

○消防長（酒井利津夫君） 酒向議員の 2 点ほどの質問でございますが、私ども、本来なら基準数が 2 台でございます。それから、1 台あるのは、予備車を認めていただきまして、3 台で運用しています。車両のほうも、昨年、21 年の 1 月から 21 年の 12 月までの間で 1,212 件出動していますが、そのうちの救急幸田 1、今度、更新車両ですが、31 回の出動でございます。それから、救急幸田 2、一番新しい車ですが、980 回、それから平成 14 年に導入しました救急幸田 3 ですが、これが 201 回と。救急幸田 1、一番古い車につきましては、3 次出動がかかる以外は、先ほど言いました、点検とか車検の予備車から、その 2 台の車のどちらかが点検・車検になったときは、本車両として、予備車じゃなくて出動していくと。

それで、点検中、車検で 1 台なくなっているときに出動があった場合は、隣接の応援を求める体制になっていますので、これについては、出動については何ら支障がないと考えております。

以上です。

○議長（鈴木三津男君） 1 番、酒向君。

○1 番（酒向弘康君） 今回、災害対応特殊救急自動車という物品名、名前になっておるわけなんですけど、特に災害対応となっている点について、それとこの新車両の機能面ですぐれた点、あるいは特色があればお聞きをいたします。

○議長（鈴木三津男君） 消防長。

○消防長（酒井利津夫君） 災害対応特殊救急自動車という、この名前で補助金をいただいております。これは何かと言いますと、緊急消防援助隊設備整備費補助金事業の該当となっております。この緊急消防援助隊の登録車両が旧救急幸田 1、その更新で国の補助金をいただいたということで、これは特殊災害ということで、本来、何ら前の高規格救急車と変わりません。ただ、4WD と、そういう補助金の中で制約がございますが、今までも私どものほかの 2 台の高規格救急車も同じ仕様でございますので、何ら災害対応となっております名前については、名目上の名前だけでございます。

それから、緊急消防援助隊の登録車両でございますので、これにつきましては、私ども東西南北の事案が発生するときに、東側を、東海地震のほうを向いて出動の頻度が高くなると、優先順位も 10 番以内ということで、ポンプ車と救急車は 15 日ずつ交代しますので、その順番によりまして、東側の緊急度が高くなると。被害が出たら、やっぱりポンプ車か救急車は必ず出ていくということ、それから北と南と西側につきましては、優先順位が大分低くなりますので、尾張地方の近いところが出たりとか、豊田地方の長野に近いほうが出たりとか、三重の津市とか、そういうところが出たりとか、そういう地域によって緊急度が違いますので、その辺を踏まえて車両を運用していくということ

でございます。

先ほどの質問の同じ繰り返しですが、災害対応となっても高規格救急車には変わりません。

車両の特徴は、今までグランビアを中心にしたベースで、側をちょっと艷装してつくったということがありまして、日数もコストもやっぱり費用もかかったということで、今度はハイエースの普通のトヨタの市販の車をベースにして、側を余りいじらなくて、回転灯とかいろんな艷装はありますが、シンプルにしてコンパクトにしたのはその辺で、コストのダウンと、それからあと、今は救急車の需要が日産とトヨタがほとんどでございますので、台数を多く製作するというので、2,700ccになったのは、そういう艷装の面で簡単にしたということで、それが今回の車の特徴でございます。

以上です。

○議長（鈴木三津男君） 1番、酒向弘康君の質疑は終わりました。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山千代子君。

○13番（丸山千代子君） 災害対応の位置づけということで、先ほどの質疑の中で明らかにされたわけでありましてけれども、その中で、この緊急消防援助隊という、そういうのが新たに出てきたわけでありましてけれども、この登録というのはどういうふうにするのかということでありまして。

それから、指定された都道府県で災害等が発生した場合は、要請によって被災地に出勤するというような任務があるわけでありまして、先ほど東西南北でやった場合は、地域を位置づけた場合は、東側の頻度が高い、10番目だよというようなことでありますが、こういうものの資料というのがあったら出していただきたいということと、それからこの登録はどこに登録するのか、またその出動要請というのはどこから来るのか、その点についてもお答えがいただきたいと思っております。

○議長（鈴木三津男君） 消防長。

○消防長（酒井利津夫君） 質問のほうは4点でよろしいですか。

1点目は、登録の方法ですが、1年に一度、全国で今、4,200隊ぐらい、それから今後4,500隊ぐらいに国のほうがふやしていきたいということで、それに基づいて、今まで登録車両も必ず1年に1回、その登録のほうの見直しとかがありますので、県のほうにそういう依頼がありますので、登録すると。登録手続は年度内に終わります。

それから、緊急消防援助隊の順位ですが、毎日、私どもも業務してまして、いろんな行事があったり、いろんな事案があったりしますので、県のほうに報告して、今回、順番がこうなっていますけれども、私どもは出れませんと言うと、県が調整して、違う方面の本部から要請があると。その登録の資料は、議会の末までには提出させていただきます。

それから、登録の方法ですが、これは国から県に通しまして、県からその依頼があるということで、毎年、先ほど言ったとおり、年度末に一応は登録の確認と登録の申請があれば、そこで登録します。

それから、形ですね。大規模災害の発生を想定していますので、これから国が大規模

の災害ということで向かう場合は、まず私ども愛知県の中では、名古屋市消防局がまずはヘリを導入して現地を確認しながら、県の単位で出動させますので、それから愛知県と名古屋市の消防の情報のもとに、国からの依頼と、それからあと細部的には、県が西三河なら西三河をまとめて出動の要請をします。それで、一つに集まって、阪神と同じように、西三河部隊として行動するということになっていきますので、単独ではなかなか動きはとれませんから、都道府県を通して市町村に出動要請があります。

以上です。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 国が大規模災害を想定して登録の台数を年間4,500隊ぐらいにふやしていくというようなことで、1年置きの見直しであるということなんですけれども、例えば今回は新たに更新する、この車両が緊急消防援助隊ということで登録をするわけでありましてけれども、これから例えばこの更新に当たって、こういうような事案でやっていくと、国の補助が1,058万4,000円の国庫補助が得られるということからすれば、財政的に言えば非常に負担が軽くなるという点からすればいいわけですが、そういう点で言えば、逆に今度は縛りがあるって、自分のところの救急出動しなければならぬときに、そこでの縛りがあるというようなことも想定されるわけでありましてけれども、そうなったときはどうなるのかということと、それと同時に、例えばお互いの相互間の援助があるわけですので、この西三河地域の中で、この震度6弱の強化地域になっているわけですので、そうした点からすれば、災害がより想定されるということからすれば、今度は県を飛び越えて、阪神・淡路のように、例えば三重・岐阜、その辺からも駆けつけてもらえるような、そういう体制での位置づけとか、その具体的な応援体制というのが位置づけられているのかどうか、お尋ねしたい。

○議長（鈴木三津男君） 消防長。

○消防長（酒井利津夫君） 先ほど4,500隊ということで、今後ふやしていくということで、私どもの登録車両は、CD-1 幸田3 ポンプ自動車、それから救急車と、それからあと私どもが現場に出ていく支援部隊、テントとか寝袋とか毛布とか、ちょっとした水とかということで、支援部隊の1隊の3隊を登録しています。

この登録も、昔は、今、丸山議員が言われたとおり、登録すれば必ず国の補助金が出るということで、前の段階では、登録をしたり、1年で更新をして、次の車を買うときにまた登録したりということがありまして、それではとてもじゃないけれども4,500隊は維持できないということで、今は1年に1回見直しというか、そういうことで話しましたが、補助金をもらったら、最低でも5年ぐらいとか、そのぐらいの県からの要請があったときに対応できるかどうかは確認して、そのときに審査がありますので、登録車両でいいか、登録しても幸田町の人員でやっていけるかということは、今、審査の対象になっていますので、なかなか次はこの車を買うから登録して前の車は外すとかということは、今、一切できていません。そういうことをしないような形で、純粋に緊急消防援助隊の登録車両として、要請があれば出ていくということでございます。

それから、縛りにつきましては、先ほど言ったとおり、私どもが事案があったりとか、うちのほうで災害があったときに、多分、東海地震とか何かでうちも災害がある、被害

が出る、余裕がある場合の段階で、要請は、「出れますか」ということもありますので、実際に自分たちから被害が出ているのに、そういう要請については、東側に主力を向けておりますが、とてもじゃないけれども私たちが被災者になれば、当然、やっぱり私も東名の近く、岡崎インターの近くへ行ったりとか、どこへ出て行って、部隊の受け入れのほうのそういう作業も、受ける情報を他の部隊に与えたりとか、そういう作業になりますので、被災者になりましたら、全くその応援のほうのあれもなく、受けるほうの形になります。

この間、全国緊急消防援助隊の訓練が知多市で行われましたが、そのときも浜松のインターとか、岡崎インター、音羽インターということで、他の部隊が集結しましたので、その辺の情報収集を与えたり、どの方面に車を走らせたり、どこで集結するかと、そういうような任務が与えられるということを聞いております。

今後も、被災者になるか、その応援になるかというのは、発生場所、規模、それで決まってくると思いますので、これは臨機応変に対応したいと思っています。

以上です。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この災害対応特殊救急自動車ということで入札をし、そして国の補助ももらって落札ということで、トヨタの車両を購入ということになるわけですが、ほかのところの金額と比較をいたしましたところ、例えばこの後に出てきます装備の関係の搭載の種類によって違うかというふうに思いますけれども、今回の両方合わせた金額が2,950万5,000円ですね、合わせまして。他市町のところと比較をいたしますと、ほぼ同程度のものを搭載をしていて、2,700万というようなものが公開をされておりましたけれども、今までの購入車両と比較をした場合は今回のほうが安くはなっていますけれども、他市の入札状況と見れば、幸田のほうが200万ほど高かったというふうに思うわけです。

そうした場合、こうしたものについて言えば、落札によって購入をするわけですが、例えばその予定価の立て方とか、そうした点についてどのような手順を踏んでやられたのか、それとも他市の状況等も参考にしながら立てられたのか、その点についてお答えがいただきたい。同じような災害対応特殊救急自動車ということで他市町も購入をしていたわけでありますので、そうした点での比較によるものでありますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 他市との比較の上での発注という点でございますが、物品の調達につきましては、予定価については入手できませんので、比較が事前にはできないということでございます。

なお、購入時期もそれぞれの市町が異なっておりますので、こういった関係については、町独自で判断して購入に当たるということになっておりますので、結果としてそういう市町村によって差が生じるということは十分あり得るかなと思っておりますが、その辺の開きの原因については、結果としてですので、状況については、何が要因かははっきりわからないといった状況でございます。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） こうした初めての、幸田町にとっては災害対応特殊救急自動車ということで初めてということで、私もいろいろ調べたわけでありますが、そうした関係で、そうした関係で、やはり公開されている物を見ますと、金額的に見ても幸田町の購入金額のほうが高かったと。ですけれども、その説明によれば、今回はトヨタのハイエースを使ったと。ハイエースの側を使うから安価にできたんだよというようなことが、果たして、これは入札ですので、1社は辞退ということで、3社による競争入札だったわけでありまして、結果的にはそんなに他市の場合よりも高かったと、結果的にはですね。どこに違いがあるのかというふうに思うわけでありまして、そうした点で、こういう国の補助を受けて競争入札で取り組む場合、そういう他市の状況等は把握をされなかったということで、これは結果的には自動車会社の裁量ということによってこういう金額が打ち出されてきたということで、町としては何ら物品購入に当たっては比較もしなかったんだよということで理解してよろしいかどうか。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 車両の発注に当たりまして、他市町村と全く同じ仕様でもって発注しておるかということ自体も確認いたしておりませんので、金額だけの比較で高い、安いという比較になるかどうか、仕様が違えば価格も違うということでございますので、その辺は調査をしてみないと何とも言えないという状況でございますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 車の仕様というのは、フルタイムなのか2WDなのかということで、さほど変わりはないわけでありまして、例えば寒冷地に行けば寒冷地仕様ということになって、また高くなるわけですが、この本州一帯、よっぽど山間部でない限りはそんなに違いはなくて、とにかくフルタイム4WDですと、どこだって同じような条件になるかというふうに思うわけですね。

ですから、災害対応ですから、そうした点からすれば、2WDではなくて、フルタイムの4WDということからすれば、私は車両にどういう違いがあるかと言ったら、さほど車両的には違いはないということをおっしゃるを得ない。

それから、設備の葉事法によって搭載設備等も違うわけでありまして、大体、この今の高規格救急車は何を装備しているかというような、そういう特色が出てきておりますし、また最新の医療の高度化に伴った設備も搭載するということからすれば、比較をすれば大体見ればわかるわけですね。

ですから、そうした点からすれば、車両が今回比較をしてみた場合に高かったのではないかというふうに思うわけです。ですから、そうした点で、安価な物を使ったというのは理由にはならないのではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木三津男君） 消防長。

○消防長（酒井利津夫君） 業者のほうから見積もりをとるときに、車両本体価格、これは必ずとるということでございます。日産とトヨタの比較で、なかなかいいものかどうかちょっと迷いますが、前回の日産の車の車両本体価格につきましては、1,700

万ちょっと、それから今回のトヨタにつきましては、安価になりました、約450万から500万ぐらい、1,220万ぐらいで本体価格の見積もりをいただきました。

それで、入札でございますので、前回の日産車のほうがかなりお安くさせていただいたということで、前回の日産の車の18年の2月に導入した車と比較しますと、日産の車は本体価格は高かったんですが、落札価格は少なかったと。それから、今回のトヨタのほうについては、軽量・コンパクトで艤装のほうが少なくなりましたので、車両本体価格の見積もりだけでは、やっぱりかなり安くなったということでございます。

以上です。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） ですから、例えばぶっ込みで落札をするのと、それからこういうふうにならば2本に分けて落札をするのでは、どう金額が変化するかという、そういう点からすれば、一本化のほうがよかったのではないかなというふうにも思うわけでありまして、そうした点では、こういう特殊車両について言えば、一本化では入札にかけることはできなかったのかということでありまして、いかがなんでしょうか。

○議長（鈴木三津男君） 消防長。

○消防長（酒井利津夫君） 前回の18年の2月に導入しました救急幸田2につきましては、国のほうからも、トヨタ・日産も両方とも一本化でもいいということを言われましたが、今回、国庫補助金の中で、車両と高度医療器具を分けてほしいと、これはよその市町、県のほうも、すべて国のほうからの指示で分けて購入ということになりましたので、今回、選択の余地がありませんでした。

以上です。

○議長（鈴木三津男君） 以上で、13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第31号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第32号議案の質疑を行います。

13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 高度救命処置が必要な頻度と件数についてお伺いしたいというふうに思います。

幸田町の場合は、すべて高度救急車両ということで位置づけをし、そしてそれに対応する資機材等も備えているわけでありまして、今回はより高度化ということからすれば、その頻度についてお尋ねしたい、想定される頻度についてお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（鈴木三津男君） 消防長。

○消防長（酒井利津夫君） 高度救命処置の必要な状況でございますが、私どもは心肺停止状態、医療機関に搬送する前に心肺停止状態の患者さんをいかに社会復帰するかということで、それがテーマでございます。

20年の心肺停止案件は30件、そのうちの1カ月生存者が3名ということで、それから社会復帰した方がそのうちから2名ということで、復帰率が6.7%、それから平成21年は34件、心肺停止で出動しまして、2人が1カ月以内に生存しておられました。

た。そのうち1名が社会復帰をしたということでございます。

これは、今後、CPAの口頭指導とか、AEDの普及とか、いろんな面で、現場にいた方がいかに処置をする、いかに応急処置をしていただくかがかかってきますので、私ども救急のほうの研修も含めてやりますが、そういう一般の方のそういう救急法といいますか、AEDの使用の仕方とか、見た方がすぐ対応できるような形をしないと、なかなかこの社会復帰率、社会復帰が、助かっても社会復帰できないとなかなか問題になると思いますので、そういう社会復帰を目指して今後とも努力したいと思っています。

以上です。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 年間件数で言えば、30件以上がこうした、即、命にかかわる状態で搬送ということですが、そうしたときの対応として、やはり救急救命士の技術の向上というものが不可欠であろうというふうに思うわけでありまして。

今回、初めて人工呼吸用挿管チューブ一式というものがあるわけでございますけれども、そうした点からすれば、この気管挿入の気管挿管認定救急救命士ということで、特別にまた講習を受けなければならないというふうにされているわけでありましてけれども、それと同時に薬剤投与認定救急救命士と、こういうふうにより救命士の技術の向上が必要だということで、幸田町も岡崎市民病院のほうに講習に派遣をされているわけでありましてけれども、こうした今回の救急車の装備に対応できる救命士の技術の向上というものについてお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木三津男君） 消防長。

○消防長（酒井利津夫君） 救命士のほうにつきましては、年に半年の東京研修所、それから九州の研修所の受験資格をいただきまして、3月に国家試験を受けて、救命士として登録されます。それ以降、生涯学習までは岡崎市民病院で自己研修をかけて、資格を取ったからといってすぐに乗れるということではございませんので、岡崎市民病院の先生方と1カ月か1カ月半の研修を通しまして、それで出てきて初めて救命士として乗ることができます。

それから、救命士がずっと業務していますが、先生方のコミュニケーションが大変重要でございますので、岡崎市民病院につきましては、年6回、1人48時間の生涯学習として派遣しています。

それから、救命士の再教育として県が行う講習が年に16時間ですが、2日間、交代で参加しています。

それから、毎月実施されます各病院、これも救命士自体が今病院を通っていますので、その先生方とやっぱりやりとりするのに顔が見えるというか、だれが救命士だということで先生方もわかるような形になるようなことが一番ベストだと思ひまして、岡崎市民病院、西尾市民病院、安城更生病院には、月1回のそういう先生方の講習、研修会があります。それに参加させていただいて、1回につき2名を派遣させていただいております。

それから、署内においては、月8時間程度の想定訓練、模擬訓練を通しまして訓練をさせていただくと、連携の確認とかということで訓練をします。

それから、挿管と薬剤救命士につきましては、今持っておる者も3年に1回は再教育が必要ですと、今後ともこういう形で愛知県ではそういう県の主催します再教育、救急教育もありますので、独自に消防本部がやる訓練とあわせて、県からの義務的というか、必ず行わなければならない研修もありますので、それには積極的に参加させていただいていますので、よろしくお願いします。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） それで、今度、新たに搭載したのが心臓マッサージを新たに装備をするということであったわけですがけれども、この心臓マッサージについて言えば、やはり間違っただけではないものですか、そうした点で、この車両に対応する技術の向上という点については、どのようにやられるのかということと、それから先ほど質問いたしました気管挿管認定救急救命士について、この幸田町の救急救命士の方ですべて持っておられるのか、それとも新たにやはり順次講習を受けていかなければならないのかどうか、その点については対応できるようにすべきだと思っておりますけれども、どうなっていますでしょうか。

○議長（鈴木三津男君） 消防長。

○消防長（酒井利津夫君） 質問の中の1点目、心臓マッサージでございますが、平成10年2月に導入しました、今回更新します車両には、心臓マッサージ器が入っております。18年のときには心臓マッサージ器は入っていませんでした。それは、心臓マッサージ器が今と、今回のマッサージ器はピストン形式じゃなくて、心臓、胸に覆って、より心臓を、肋骨とかなんかを折らないような状況の、ピストン方式じゃなくて、もむような形の心臓マッサージ器になりました。前は、心臓マッサージ器と言うと、ピストンを何センチ沈めなあかんということで、機械を装着して、それをモーターでピストンで動かして、5センチなら5センチ沈めると、お年寄りとかかなんかでは骨が折れたりとかという事故も他府県では多くありましたものですから、やっぱり心臓マッサージ器を使うには家族の了解を得て、それから搬送時間が何分以上かかるという、その限定をしましてやっておりましたが、今回の新しく導入します心臓マッサージ器では、そういう事故がより少なくなったということで、今回、メーカーのほうからもそういう説明がありましたものですから、導入する運びになりました。

今後につきましては、家族の同意とか、いろんな条件は変わりませんが、そういう事故が少なくなるんじゃないかということで期待しております。

それから、2点目、挿管、薬剤師を救命士がすべて持っておるということではございません。挿管は3名、薬剤師が今4名でございますが、これは1年に1人ずつ、私どもは職員数も少ないものですから、養成が年に1人ずつとかという制約がありますので、その制約に対して養成していきながら、よそ等を見ながら、今後も全員が気管挿管と薬剤、救命士が全部持っておるような形、どなたが行ってもそういう事案に対応できる救命士を養成していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） そうしますと、その気管挿入、例えば非常に危ないんですよね、気管挿入というのは。ほかの管を傷つけてはいけないというか、そういうような高度な

技術を要するものでありますので、そうした点からすれば、3人というようなことからすれば、これは例えばローテーションしながら乗るわけですので、必ず3交代勤務の中には、3班に分かれて、1人ずつはそういう人が入っているのかということと同時に、それから薬剤の投与についても4人ということからすれば、やはり1人の方が二つ同時に持っていて、そしてどういう交代になっても対応できるようにしていくべきだというふうに思うんですね。そうした点からすれば、すべての救急救命士の方がそうした高度な医療技術を身につけるのは、あとどれぐらいかかるのでしょうか。年に1回というふうにすれば、なかなか大変だなというふうに聞いていて思ったわけでありませんが、やはり早急にこの対応をしていくべきかなというふうに思うんですが、それは受け入れ側の態勢なのか、それとも派遣側の態勢なのか、どうなのでしょう。

○議長（鈴木三津男君） 消防長。

○消防長（酒井利津夫君） 救急救命士の技術ということで、私どもは、先ほども言ったとおり、取れる資格、救命士の資格は持っていますが、別に、救命士もただ講習を受けて取れるものじゃなくて、先生方のそういう場面で想定した実践というか、そういう想定訓練の中で気管挿管、薬剤救命士を与えてもいいんじゃないかということで先生が判断されて、その試験といたしますか、そういう技術指導に合致するというか、そういう適合する職員が認定されまして、気管挿管救急救命士の中の薬剤とか、そういうことでなりますので、今後も受け入れ態勢が、私ども救命士の数もよそと比べれば少ないということで、他の市町も同じような状況で今現在なっています。

愛知県の場合は、大体1回のあれで30とか、そのぐらいを目安にして試験のあれをしますので、なかなか順番が回ってこないというのが現状でございます。

ただ、私どもは積極的に今後もそういう機会があれば職員を派遣して、資格を取らせて、先ほど言ったとおり、すべての救命士がそういう資格を取れるような形にしたいと思います。まだ数年かかるとは思いますが、よろしく御理解いただきたいと思っております。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午前 9時50分

再開 午前 9時59分

○議長（鈴木三津男君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、3番、池田久男君の質疑を許します。

3番、池田久男君。

○3番（池田久男君） それでは、2点ほどお聞きいたします。

高度救命処置用資機材の説明表の中に、訓練用資機材というのが入っておりますけれども、この契約金額1,029万の中に入っておるかどうか、第1番目にお聞きしたいと思います。

○議長（鈴木三津男君） 消防長。

○消防長（酒井利津夫君） 訓練機材につきましては、その資機材に入っております。

○議長（鈴木三津男君） 3番、池田君。

○3番（池田久男君） それでは、第2点目の電気式自動心臓マッサージ器についてお伺いいたします。

これは新しいマッサージ器であると思いますが、どんな特徴があるのか、また前のものとどう違うか、お伺いいたします。

○議長（鈴木三津男君） 消防長。

○消防長（酒井利津夫君） 今回の心臓マッサージ器につきましては、特徴としては、今まではセットに大変時間がかかりまして、胸部一点を集中しますので、そのセットに合わせる、一番骨の丈夫なところ、その合わせる時間がやっぱりちょっと時間がかかったと。今回のものについては、セットアップがマジックテープ式になりまして、胸部のほうの圧迫ベルトを装着しまして全体を網羅しますので、一点に合わせてやる装置じゃないもんですから、時間が大変早くなりました。

それから、あと胸部のほうの圧迫に関して、この機械自体が自動的にセットしたら設定されるということになっていきますので、その辺で、隊員のほうの2人で今までセットしていたのが1人でも十分できるということになりました。

それから、3番目、最大のものは、やっぱり高性能のバッテリーを搭載できるようになりましたものですから、時間が30分は優に可能でございます。安定した時間が保てるということで、時間が長くなったということが、特に一番利点でございます。

それから、先ほど言いましたとおり、一点集中ですので、骨の丈夫な方、それから年齢によってございますので、それを3センチなのか、5センチなのか沈めるのに、患者さんの容体とか、お年寄りとか、骨のほうの太さとか、いろいろ考慮しまして、5センチを3センチにしたりとか、そういうセットをするものが、今後は全体に胸を覆ってやるマッサージですので、患者さんの負担も少ないし、隊員のほうも負担が少なくなると、それが一番の特徴かなと思っています。

以上です。

○議長（鈴木三津男君） 3番、池田君。

○3番（池田久男君） 今の御説明だと、年齢・体型、老若男女関係ないということで、大変装着は簡単だということで僕は解釈しております。

使用時間とか、バッテリーとか、これは電気となっておりますが、バッテリーは充電するのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（鈴木三津男君） 消防長。

○消防長（酒井利津夫君） バッテリーパックがありまして、時間が長くなったと言いますが、バッテリーの予備のバッテリーパックがありまして、それで機械を動かすわけですので、いかなる場合も想定しまして、その充電パックは積載していますので、その辺の切りかえは、極力1回使ったものはもうすべて充電して戻しまして、新たな一番長い時間使えるような状況はとっていますけれども、何回か重なることによって、そのバッテリーが消耗したまま次の2次救急が入る可能性がありますので、バッテリーだけは搭載して、隊員がその都度、その都度交換していきますので、30分以上の必ず可能性がありますので、もつような対応をしていきたいと考えております。

以上です。

- 議長（鈴木三津男君） 3番、池田君。
- 3番（池田久男君） AEDで非常にバッテリーの充電不足というのが多発しております。僕もこれ、大変高価なマッサージ器だと思います。そのバッテリーの充電不足をぜひ忘れないように、点検をよろしく願いして、質問を終わります。
- 議長（鈴木三津男君） 以上で、第32号議案の質疑を打ち切ります。
次に、第33号議案の質疑を行います。
2番、大嶽 弘君の質疑を許します。
2番、大嶽君。
- 2番（大嶽 弘君） 今回の議案について、用語の意味がよくわからなかったのも、日ごろ使われていない言葉が出てまいりましたので、主に制度関係についてお尋ねをしたいと思います。最初に経営体という言葉がありますが、経営体というものは一般には余り使われていないようなんですが、今回の交付金の対象になる経営体というものは一体どういうものかというところを最初にお尋ねします。
- 議長（鈴木三津男君） 環境経済部長。
- 環境経済部長（松本和雄君） 今回の農業関係の経営体でございますが、本町の経営体につきましては、農業をやってみえる就農者、それから農協、土地改良区、農業者の団体等が経営体としてございます。
- 議長（鈴木三津男君） 2番、大嶽君。
- 2番（大嶽 弘君） ちょっと聞き取りにくかったんですが、就農者と農協と土地改良区と、もう一点、ちょっとわかりにくかったんで、もう一遍回答をお願いしたいんですが、こういう人たちが経営体として把握しているんですが、幸田町の中では、こういう今の申された経営体の方たちというのは、やっぱり農業促進とか、農業改善とか、やっぱりいろいろな問題点を抱えているというふうに思いますが、そういう人たちの話し合いとか、町を巻き込んでいろいろな問題点とか、そういう改善意見とか、そういう交付金のメニューとかというようなものを示したり、話をしたり、改善をしたりというようなものが現実に行われているのかどうかということをお尋ねしますが、これは文書でいきますと3番目の話でございますが、2番目の本件の補助率、限度額対象者数、これもあわせて一括、お願いします。
- 議長（鈴木三津男君） 環境経済部長。
- 環境経済部長（松本和雄君） 申しわけございません。
就農者、農協、土地改良区、農業者で組織する団体等が経営体としてございます。
それから、いろんな情報交換をする場はどのような場があるかということですが、営農推進協議会だとか、農業経営士会だとか、そういうようないろいろな会で、このことに限ってということではありませんが、それぞれ農協、役場、そういった組織の中で情報交換等をしている状況でございます。
それから、2番目の本件の補助率と限度額対象者ということですが、補助率は2分の1、補助対象経費の2分の1、上限400万円でございます。対象者は、今回の者について、認定就農者ということでございます。
- 議長（鈴木三津男君） 2番、大嶽君。

○2番（大嶽 弘君） 今回の補正の関係につきましては、どういうところからこういう補助制度の提案がされていたのか、説明いただければと思います。

○議長（鈴木三津男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（松本和雄君） 今回のこの制度でございますが、従来からいろんな制度がございます。既存の制度につきましては、対象者ごとに単年度で実施をしておったような状況でございます。今回につきましては、市町村が策定する計画、経営体育成施設整備計画書と、通常、マスタープランというようなことを言われておるわけでございますが、これを作成して、複数年にわたる執行が可能になるようにということで、新規就農者補助事業、今回お願いするものでございますが、これを初めとして5事業が統合交付金化されたということで、これが経営体育成資金制度でございますが、これについて農協さん、それから県のほう、従前の制度等も考えて、この方が新規就農するに当たり、いろいろ制度等も見て検討してみえたわけでございますが、今回のこの制度に乗っていただけるということを新年度になってからといいますか、この制度でいただけるということになりましたので、今回の補正をお願いするというような状況で、県・農協、それぞれの中で情報収集をされていったものでございます。

○議長（鈴木三津男君） 2番、大嶽 弘君の質疑は終わりました。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今の説明を聞いていて、何かちょっとよくわけがわからなくなっちゃったわけなんです。この経営体育成交付金ということで調べてみました。農水省が交付金化して、県を通じて各市町村から補助金として出すということになっているようでもありますけれども、その中で、新規就農支援だよというような説明があったものですから、調べてみたら、「新規就農青年の経営の早期安定を図るため、農業用機械設備等導入の初期投資の軽減の支援で、設備費の2分の1以内で、400万円が上限だよ」と、こういう制度説明が載っていたわけですが、そこでお聞きしたいというふうに思いますが、今、大嶽議員の質疑の中で言われたのは、認定農業者であるということと言われたわけですが、説明の中では新規就農支援だよというふうに言われたわけですね。これはどちらが本当でしょうか。

○議長（鈴木三津男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（松本和雄君） 認定就農者ということで、新規就農者でございます。認定就農者でございます。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） じゃあお聞きしたいわけですが、この新規就農される方は、400万ということですので、上限いっぱいを使って整備をされるわけですが、どういう方なのかということと、それからこの新しく新規就農される方の設備についてお尋ねしたいということと、どれぐらいの規模のものに就農をされるのか、位置的なものはどうなのかということとあります。

例えば、耕作放棄地を使ってやるのかどうか、そうしたものについて、この新規就農者は、町内の方なのか、それとも新しくこちらに引っ越してみえて新規就農される

のかどうなのか、具体的に御説明いただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（松本和雄君） 今回の新規就農者の方につきましては、ナス農家にお生まれになりまして、農業関係の高校、それから営農大学校等を卒業して、施設野菜を専攻されて、町内のイチゴ農家で研修を積まれて、今回認定就農者となって、22年度からイチゴ栽培農家としてひとり立ちをしていこうという方でございます。

設備については、ハウス13アールを今回整備をされるということでございます。

そのハウスにつきましては、高設といたしますか、今、揺りかご式というようなことで言ってみえますけれども、作業が楽なようにというようなことで、ちょっと高いといたしますか、昔からの圃場に植えるということではなくて、棚といたしますか、高設スタイル、それを説明するというと、ちょっと高い位置に植えておるということでございますが、そういう形のハウスを13アールやられるということでございます。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） そうしますと、その実家のナス農家はナス農家で存続しながら、そして新たにイチゴ栽培を別のところで手がけていく方の新規就農に対する支援ということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（鈴木三津男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（松本和雄君） 先ほど、場所はどこだということをお答えするのを忘れまして。西深溝で実施をされます。今までナスをやってみえた一部をイチゴのほうへ切りかえて、息子さんが新規に営農されるということでございます。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤宗次君。

○14番（伊藤宗次君） この補正予算書をつらつら見て、読んで、なかなか幸田町の職員は文学的な要素があるなど、こんなふうに見たわけですよ。

ノーベル賞の文学賞を受賞した川端康成、その代表作の一つに「雪国」という本がありますよね。その書き出しは、「トンネルを抜けると雪国だった」と、こういうことですよね。この補正予算をつらつら見ると、ナス畑のトンネルを抜けたらイチゴだったと、こういうことが読み取れるわけだな。

だから、都合、合わせて私はこの補正予算については3回説明をいただきました。一番初めは議会運営委員会、2回目は議案説明会、3回目は、本会議に当たっての提出者としての提案説明、みんな違うじゃんか、話がな。

要は、結局、いろいろ言われるけれども、新規就農というとらえ方、あくまでその新規就農とは認定農業者ですよという前提がつくわけですけども、そうすると結果的に新規就農ということよりも作物転換じゃないか、そうでしょう。

今、言われたように、西深溝でナスをやったけれども、ナスの状況が芳しくないということで、作物転換を図って、イチゴの就農に息子がやると、こういうところに補助対象としてやると。その補助金がいいの、悪いのということではないです。

ですから、要は私は申し上げたいのは、余り隠し隠しで話をする、だんだんだんだ

ん話がややこしくなって、要らんとところでつまずいたり、要らんとところで聞かれるから、いい悪いは別にして、トンネル予算ですよと、現実にはな。

新規就農だとか、経営体だとか、それはそういう名目で補助金がついてくれば、経営体育成のための補助金ですよ、交付金ですよという説明をしながら、その内容は、トンネルをくぐったらそこはイチゴ畑だったと、そのぐらいの説明はしてもいいんじゃないの。

じゃあ、私が申し上げた内容が、いや、それは不適切だと、そんな表現はないということであるなら、それは訂正していただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（松本和雄君） 伊藤議員の言われた、結果的には何も間違っはおりませんが、結果的にはといいますか、現場のほうですね、今までナスをお父さんがやってみえて、息子さんが大きくなってきて、自立してやろうと、新規就農の計画もつくって仕事をやろうと言ったときに、同じ家族経営体ということだと、この事業になりませんので、息子さんは息子さんでやられるということですが、お父さんと同じ作柄を選ばれることなく、自分はイチゴをやっていこうということで、たまたまお父さんの持ってみえたハウスを使うというところが、川端康成さんのところに若干ひっかかるのかなと思いますが、何にしても高校から農業を目指してやってみえて、今回、制度にうまく乗れて新規就農されるということですので、この新規就農の制度をうまいこと今回は使えたなということで、トンネルということは、今、県のほうから町へ歳入で400万計上しておりますので、確かに県のほうから400万円いただいて、結果的にトンネルということで400万円をお支払いするというものでございますので、今までのように個々の対応ということでなくて、町村が間にかむということでございますので、トンネル的な予算をさせていただいたということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 内容的には大きな間違いがないなというふうに思うわけですが、ただ先ほど申し上げたように、私が申し上げたいのは、今回に限らずそうですが、議案を提出をする提出者にあっては、説明責任というのが必ず問われてくるんですよ。ありきたりの説明でよしとして、それでまたそのことで四の五の四の五のと言われてくるわけなんで、そうした点でいけば、それぞれみんな個性があるんで、物の言い方、考え方、それはさまざまです。別に、それがいいとか悪いとかということを上げているんじゃないんで、提出された議案の内容については、事細かにと言ったって、それは全部やるわけにはいかんですよ。しかし、大どころをどうするかという点では、きちっと説明をいただきたい。そうでないと、一つは、議事ががちゃがちゃがちゃがちゃするわけだ。きちっと初めに説明されておれば、あえて聞かなくてもいいようなこともあります。

そうした点からいけば、今回の内容は、経営体育成の交付金ですよと、それは何じゃと、こういうことになるわけです。それは、トンネルを抜けた後は、イチゴ畑の育成が経営体の育成でございまして、新規就農と言われると、職を失った人の就職支援、あるいは就農支援というふうに受けとめちゃうわけだ。

だから、なかなか幸田町も立派なことをやるなど、非正規で職を失った人に対して、農業就農にあって、それは耕作放棄地をさらに少なくしていくための努力を、そんな予算かなと思えば、そうじゃないわけなんで、そうした点からいけば、きちっとした説明をしていただくということを申し上げて、私は終わります。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

次に、4番、水野千代子君の質疑を許します。

4番、水野君。

○4番（水野千代子君） 今回の補助金の具体的な事業は、今、御説明をいただきました。今までの従来の五つの事業の計画が一つに統合されて、交付金として使い勝手のいいような支援として、今回、新しく400万が使われたということで伺いました。

先ほど少し部長が言われました、今回の事業の実施に当たっては、計画書、これは市町村が計画主体者となってマスタープランを作成するというようになっておるようなことだというふうに思いますが、マスタープランの作成に当たるに対しては、目標というのは必ずあられるのかなというふうに思います。

私もこの農林水産省のほうの出されているものを若干見させていただきました。これにも、きちんと計画の主体者がマスタープランをつくって、その成果目標を立ててくださいということで書かれておりました。マスタープランの成果目標はどのような位置づけをされて、どのような成果目標を立てられたのかということをお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（鈴木三津男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（松本和雄君） 町がまずは経営体育成施設整備計画書、マスタープランをつくるということで、このマスタープランの目標年限は5年を目標年限でつくっております。

そして、その中につきましては、ちょっと読ませていただきますが、「将来の町農業を担う若い農業経営者の意向、その他、農業経営に関する基本的な条件等を考慮して、これを支援する措置を総合的に実施する」と、これが一番の総括的な内容でございます。

そうした中で、具体的な目標設定でございますが、新規就農者の育成・確保ということで、イチゴ専作経営において平成22年度、後継者を1人見込むということで、あと面積等、今回、先ほど申し上げたような面積等があるわけでございますが、当面のこの計画目標につきましては、イチゴの後継者を、専作後継者といいますか、1人見込むということを目標としてつくってございます。

○議長（鈴木三津男君） 4番、水野君。

○4番（水野千代子君） マスタープランでございますが、イチゴの後継者を1人見込むということで、これは、今言われましたように、成果目標は5年間ということですので、22年からやりますと平成26年度になるかというふうに思いますが、それではこの5年間をしっかりとイチゴ経営者として見ていく、見守っていくと言うんですか、そういうことをされていかれるのかなというふうに思うわけですが、今回、400万補助金が出ておりますが、これは単年度なのか、また来年度も、その次も同じような400万というのが交付金としていただけるのかということもお伺いをしたいというふうに

思います。

それは、そのイチゴ経営者を、今回、400万をどのような、例えば物を買うのか、土地整備として使われるのか、その辺はわかりませんが、そのように使われたら、また来年度は、そのほかにこのイチゴとして成果を得るためにほかの備品を使うことになるのか、それを同じような1軒が使えるのか、また国からまたこういう補助金があるのかどうかということもお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（鈴木三津男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（松本和雄君） 今、5年間につきましては、少なくともこの補助金を得てやっていくということで、その成果については、町のほうも新規就農者に成果等を提出していただいて、確認をしていくということでございます。

それから、単年度、ことし400万円を助成するわけですが、これにつきましては、今年度は400万円ということで、13アールのイチゴハウス、その中で、パイプ、ベンチだとか、換気扇、要冷庫などを整備されるお金が全体で800万強かかりまして、そのうちの2分の1、400万円を助成するというところでございます。

新規就農者の補助につきましては、就農から3カ年間は、この補助制度を使えることがございますので、今年度以降、また来年、再来年、違う物をこの方がやられるということになれば、その計画を県のほうでも認定をしていただければ、補助金といえますか、出すことは可能ですけれども、今、計画してみえる中では、今年度限りの補助の予定でございます。

○議長（鈴木三津男君） 4番、水野君。

○4番（水野千代子君） 同じ人が、例えば3年間、ほかの物を、今年度はイチゴハウスのパイプなどのお金をということで400万円を補助されるということでございますが、例えば同じ人なら、また来年度、その次も3年間はこれは可能だよというふうな理解をしたいというふうに思います。

それから、先ほど大嶽議員も若干言われましたが、今回の国からのこういう補助事業に対して、営農者の方々、また就農者の方、また農協関係、土地改良区の方々、また農業を組織するの方々、これらの方々にとどのぐらい一律にこの情報というのが知らされたのかなということが、1回お聞きをしたいというふうに思います。

それは、私もよくいろんなホームページを見させていただくわけですが、今回、このような経営体育成交付金ということでインターネットで調べさせていただきましたら、それぞれのいろんなあれが出てまいりました。

その中で私は注目したのは、やはり長岡市では「農業の担い手ネット」ということで発信をされておりまして、これは「平成22年度の新規事業のお知らせ」ということで、農林水産省より担い手農業者向けの経営体育成交付金事業に関する情報提供がありましたということで、この担い手ネットというところから発信をされて、どなたでも関係者の方に周知だとか募集をされておりました。

当然、これは終了されておりましたが、やはりこのような公平に皆さんが、こういう今回、国からこういう交付金があり、県を通して自治体が主体者となってこういう交付金がありますよということ、例えば今回はナス経営の方の息子さんがイチゴをとい

うことで対象になったようでございますが、やはり考えてみえる方々があられるかもわからないというふうに私は思うわけでありまして、今回、このような情報が公平に皆さんのもとに届くのか、また反対にもう今回、このような決まったものは、どのようになって1件が決まったのかということもお聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（鈴木三津男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（松本和雄君） 農業の後継者、新規就農者、なかなか出てこないということが各農業団体の悩みの種の大きな一つになっておりますが、今回のこういった補助事業の周知につきましては、今、水野議員が言われるように、町民全般に対して公平に情報提供をしておったかということと言われますと、確かにホームページでも広報でもうたっておりませんので、情報を公平に発信はなかった状況でございます。

ただ、通常のいろんな部会ですとか、そういうところで、身内だけと言われると、そうですが、農協さん、それから各部会の中で、こういうような制度があるよということはお互いの情報交換の中であって、その一環として新規就農者も見えたということ、それからこの制度ができたということ、うまいこと合致して今回に至ったということで、情報発信につきましては、今後、いろんな制度もなかなか情報発信の仕方がまずいと言われるのもいろいろございますので、そこら辺も勉強しながら、特にこういう制度については、ホームページ等の掲載もするなど、制度の紹介とあわせて新規の方の掘り起こし等に役立てればということを図っていきたいと思います。

○議長（鈴木三津男君） 4番、水野君。

○4番（水野千代子君） 確かに、国から、また県からの補助事業がたくさんございますので、それをすべて町民全般にということは、これは私は難しいのかなというふうに思います。

しかし、それとあわせて部会全体の中では、このような補助事業があるということを公平に皆さんに届けたということ、これは大切かなというふうに思いますが、今回特に言われるのは、新規就農者ということであってございまして、やはりどこかの場所では、やはりこういう補助事業があるということは知らせていくべきではないかなというふうに思いますので、この辺の件に関しましても今後御検討を願いたいというふうに思います。

○議長（鈴木三津男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（松本和雄君） 繰り返しになりますが、広報、それから町の広報、ホームページ、農協さんのほうの広報等もありますので、そちらのほうとも調整をして、情報発信をしていきたいというふうに思います。

○議長（鈴木三津男君） 4番、水野千代子君の質疑は終わりました。

次に、15番、夏目一成君の質疑を許します。

15番、夏目一成君。

○15番（夏目一成君） 私の番が来ましたが、もうほとんど答えていただきましたが、2番目のどこの部分の助成が対象になるかということでもありますけれども、今回はイチゴ農家ということでもありますけれども、ほかの生産農家についてはどんなところがあるか、ち

よっとお聞きしたいと思います。

○議長（鈴木三津男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（松本和雄君） 今回のこの方につきましては、イチゴをやられるということとございまして、ただ作柄を指定するわけではございませんので、新規就農の方、この今回の方はお家がナスをやってみえたのをイチゴに変えるといえますか、イチゴをやられるわけですが、仮にナスをおやりになるということになれば、新規就農者がやられるということになれば、作柄は指定せずに、どのような作物でもこの補助制度は対応できますので、その点では窓口は広がっている制度かなというふうに思います。

○議長（鈴木三津男君） 15番、夏目一成君。

○15番（夏目一成君） それから、今まではこういった助成金はちょっと議会では聞かなかったわけですが、今までもあったと思いますけれども、今まではJAとか、そういうところが窓口になっていたのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（鈴木三津男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（松本和雄君） 今回の新規就農者補助事業に対応しまして、今回は経営体として五つの事業があって、そのうちの一つがこの新規就農事業ですが、今までそれぞればらばらに補助事業がございまして、これに対応するのが新規就農定着促進事業というようなものがございました。

これにつきましては、実施主体が地域担い手育成総合支援協議会等ということで、その対象者は同じように認定就農者の方たちでございしますが、国のほうへ直接補助の申請をされていたということで、この事業で対象になってやられた方が近年いるかどうかというのは、ちょっと確認しておりませんが、こういった形の事業がそれぞれされておったということで、今回、それぞれ単発であった事業が総括的に一つの交付金事業に統合されたというものでございます。

○議長（鈴木三津男君） 15番、夏目一成君の質疑は終わりました。

以上で、第33号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託についてお諮りします。

ただいま一括議題となっております第30号議案から第33号議案を会議規則第39条の規定により、お手元に印刷配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

各常任委員長は、ただいま付託しました議案の審査結果を、来る6月25日までに作成し、6月28日の本会議で報告願います。

委員会の会議場は、お手元に印刷配付のとおりでありますので、よろしく願いいたします。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

次回は、6月28日月曜日午前9時から会議を再開いたしますので、よろしく願いいたします。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

散会 午前10時39分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成22年6月16日

議 長 鈴 木 三津男

議 員 水 野 千代子

議 員 足 立 嘉 之